

2001年6月19日

頂いたご意見

前回質問の(1)について、2.2.のみこの表現にすべき論拠があるとは思えない。再度、『原子力』とは何ですか？

頂いたご意見に対する委員会の見解

前回の回答と文脈からお分かりと思いますが、作業として「取り扱う」対象をかなり具体化して使った語句です。核分裂エネルギーと放射線が原子力において安全「取り扱い」上、最も重要で分かりやすい物理的現象であることについてはご同意いただけると思います。核融合が実用化されたらこの表現では不足しますが、核融合実験施設も現状としては放射線取り扱いが安全上の問題だと思えます。2-3以降では施設を対象としておりますので、「原子力関連」と対象がややぼやけています。放射線の作業については広義の原子力の一部ではありますが、RI施設運営者は必ずしもRI作業が原子力とっていないところもあります。安全に関してはRI作業は重要な部分ですので、原子力と放射線を分けて表記しました。

再度検討しました結果、2-2については、先生方のご意見を尊重し、また2-3の表現の方が馴染みやすいことも考慮し、2-3と同じ表現に直しました。

頂いたご意見

前回質問の(3)の関係では、『 利用促進の直接の行為者となつてはならない。』と明記してほしい。研究調査しておかねば、「完全核兵器廃絶」は成功しない。また、兵器用核物質処分の研究はしなければならない、少なくとも。

頂いたご意見に対する委員会の見解

「1-2.原子力の利用目的は平和利用に限定する。会員は、自らの尊厳と名誉に基づき、核兵器の研究・開発・製造・取得・利用に一切参加しない。」に対し、核兵器核物質の処分の研究をすることができなくなるというご指摘だと思います。核兵器解体核物質の利用は、核兵器の利用とは異なると解釈することが常識的と存じます。1-2の表現で特に大きな問題はないと考えております。

頂いたご意見

前回質問の(6)について、主要部を再記すると「倫理規定を会員に押し付ける前に、何はともあれ、役員のための会則遵守の宣誓書案をつくるのが先では？ 学会自体を改革することである、少しでも。」という事です、我々会員を含め。それが実行されつつあるかは、自明ではありません。「倫理規定」を作った途端に終りになりませんか？ 少なくとも、役員などの「倫理規定」を明確にし、宣誓させる事位は審議してみても返事を頂きたいです。

頂いたご意見に対する委員会の見解

委員会宛てにご意見を頂きましたが、委員会はこの件について回答する権限を持っておりません。しかし重要なお指摘ですので、この件は委員会から理事会へ申し伝えま

す。